

株式会社 タダノ
株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株主権利行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社、銀行又は信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

(2) 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

(3) 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第4条 株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当会社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第5条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

- 第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- (2) 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
 - (3) 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住

所の記載を要するものとする。

(4) 代理人についても第 1 項及び第 2 項を準用する。

第 4 章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第 11 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）をするときは、当会社、株主名簿管理人又は証券会社等に対してするものとする。書面交付請求を当会社又は株主名簿管理人に対してする場合は書面により行うものとし、証券会社等及び機構を通じてする場合は証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(2) 会社法第 325 条の 5 第 5 項に規定された異議の申述をするときは、当会社又は株主名簿管理人に対し、書面により行うものとする。

(少数株主権等)

第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 13 条 株主総会の議案が株主の提案によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

- ① 提案の理由 各議案毎に 400 字
- ② 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項 各候補者毎に 400 字

(株主提案議案の個数制限)

第 14 条 株主が会社法第 305 条第 1 項に基づく請求をする場合において、提案しようとする議案の数が 10 を超える場合、10 を超える数に相当する数の議案については、当会社は株主総会に上程しないことができる。

(2) 会社法第 305 条第 4 項に定める 10 を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法は、以下の手順による。

- ① 株主が優先順位を定めている場合には、当該優先順位による。
- ② ①の優先順位の定めがない場合には、原則として株主による記載の順序に従い、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて 10 を超える議案を株主総会

に上程しないものとする。ただし、議案が秩序立って記載されていないなど、その順序を判断することが困難な場合には、代表取締役が任意に判断するものとする。

(3) 議案の個数の算定方法については、会社法その他法令に従うこととする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 15 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 16 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

(2) 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 17 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 26 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

(2) 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 18 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 19 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 20 条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第 21 条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第 22 条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

(2) 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 23 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第 26 条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 24 条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

① 6 月 30 日

② 12 月 31 日

③ その他機構が定める株主確定日等

(2) 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 25 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

(手数料)

第26条 本規則に定める各種取扱いに係る手数料は、次のとおりとする。

① 第15条及び第19条に定める単元未満株式の買取請求及び買増請求の場合株式の売買の委託に係る手数料相当額として、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取請求又は買増請求に係る単元未満株式数で按分した金額に消費税を加えた金額とする。

(算式) 第16条に定める買取単価又は第22条に定める買増単価に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき 1.150%

100万円を超え 500万円以下の金額につき 0.900%

500万円を超え 1,000万円以下の金額につき 0.700%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。

② 少数株主権等の行使の場合

別途定める金額とする。

(2) 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第7章 雑則

(規則の変更)

第27条 この規則の変更は、取締役会の決議による。

附 則 第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、2022 年においては、9 月 30 日、12 月 31 日及びその他機構が定める株主確定日等から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。本附則は、2022 年 12 月 31 日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

1967年10月31日制定	2001年10月 1日一部変更
1972年 2月14日一部変更	2002年 7月11日一部変更
1978年 9月19日一部変更	2003年 4月 1日一部変更
1982年 9月22日一部変更	2003年 6月27日一部変更
1982年11月26日一部変更	2004年 6月26日一部変更
1989年 2月13日一部変更	2006年 5月17日一部変更
1991年12月13日一部変更	2009年 1月 5日一部変更
1995年 1月 1日一部変更	2010年 1月 6日一部変更
1999年10月 1日一部変更	2021年11月22日一部変更
2000年 7月15日一部変更	2022年 9月 1日一部変更